

・続・通・信 第 29 号

HP も是非ご覧ください!

相続 松本



▶松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

相続手続支援センター® 平成 26年 11 月

◆長野駅前店

T380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

↑「相続」「松本」で検索!

T: 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

FAX:0265-25-0263

T: 0120-97-3713 **7**: 0120-49-1322 TEL:0263-35-6481 TEL:026-223-1322 FAX:0263-87-2117 FAX:026-291-4163

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

「相続税増税と財産管理」

~増税を踏まえた財産の渡し方、残し方~



日増しに寒さが加わってまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか?さて、当センターでは、 来る 12 月 6 日(土)に松本、長野の 2 会場で「相続税増税と財産管理」と題しましてセミナーを開催いた します。今回は来年1月より改正される「相続税」のお話です。最近ニュースなどで話題の相続税の増 税。どのように改正されるの?どのくらいの増税があるの?どんな対策をすればよいの?など、不安に 感じていらっしゃる方も多いのではないでしょうか。今回はそんな相続税の改正の背景から、具体的な 対策まで税理士の講師を呼んでお話します。

ぜひ、この機会にこれからの相続税について勉強してみませんか?

セミナーの参加費用は無料ですが、予約制となっております。参加を希望される方は、下記の電話番号 までご連絡下さい。多くの方のご参加を心よりお待ちしております!

松本会場

時: 平成 26年12月6日(土) 午前 10:00~12:00

(開場9:30)

所:市民タイムスみすず野ホール 場

定 員:30名 持 ち 物:筆記用具

師:税理士法人 成迫会計事務所

税理士 北原 正明

長野会場

時: 平成 26年12月6日(土) 午後 14:30~16:30

(開場 14:00)

所:ホクト文化ホール

3階 第2会議室

定 員:50名 持 ち 物:筆記用具

師:税理士法人 成迫会計事務所

税理士 北原 正明

申込先 受付時間は こちらです!



相続手続支援センター®松本駅前店 0120 - 97 - 3713

相続手続支援センター®長野駅前店

0120 - 49 - 1322

受付時間(月~金) 9:00~17:30





~相続の現場から~ 「相続人へのお手紙」



最近、ご相談にみえるお客様のお話を伺っていて増えているな、と感じるのがこの「相続人へのお手紙」が登場するケースです。相続人へのお手紙って?…

本来であれば、相続人全員で話し合って遺産分割の内容を決めます。ということは、その中に会ったことのない人や、不仲で疎遠になっている人がいた場合に大変困ります。例えば、亡くなった方に前婚があり、その前妻との間に子供がいる場合は、その子供も相続人となりますので、その方を除いて話を進めることはできません。すると、いつまで経っても遺産分けをすることができず不動産の名義変更ができなかったり、銀行の口座が凍結されたままになってしまったり…。最近は、このような内容で困っている方がよくお越しになります。

そこで登場するのが、この「相続人へのお手紙」です。

相続人、もしくは行政書士等が戸籍の調査にて所在不明の相続人の住所を調べ、遺産分割協議に参加してほしい旨を伝える内容で手紙を作成し、郵送します。これにより相手から返事が来て、相続人全員で話が進められるようになれば各手続をすることができます。しかし、お手紙を送ったからといって手続できるようになるかというと、実際はなかなか難しい場合もあります。相手にとってみれば、急に知らない人もしくは不仲の人から手紙が来るわけですので、警戒されてしまうこともあります。また、内容をうまく伝えられないと読んでそのまま…なんてことにもなりかねないからです。

では、このようなことを防ぐために、自分自身について今からできることは何でしょうか?

- ・自身の持つ財産の確認整理をし、万一の時に家族が困らないようにする。
- ・自身に万一があった場合に、自身の相続人が大変になることが明確な場合は、生前贈与・遺言 などを検討する。…等々

方法はいくつかあるはずです。相続手続支援センターでは、このようなご相談もお伺いしておりますので、お困りのことがありましたらお気軽にお問合せ下さい。

相続豆知識 「生命保険も遺産分割の対象?」

被相続人が被保険者かつ保険料負担者である場合、その生命保険金が遺産財産となるか否かは、 保険金の受取人が誰に指定されているかで異なります。

受取人が被相続人自身である場合

保険金を受け取る権利は、被相続人自身であることになるので、相続財産に含まれると考えられます。よってこの場合は、遺産分割の対象になり、相続税の対象にもなります。

受取人が特定の相続人である場合

例えば受取人を配偶者であるAさんとする。としている場合です。

この場合、当該生命保険金はAさん固有の財産となると考えられています。

よって、相続財産には含まれませんので、遺産分割の対象とはならず、Aさんが単独で取得することになります。なお、相続財産には含まれませんが、相続税の計算においては、相続財産に含まれるとみなされ、相続税の対象になります。

受取人が「相続人」と指定されている場合

当該生命保険金は、相続財産には含まれず、相続人の固有の財産となり、各相続人は法定相続分に応じた保険金請求権を取得することになります。

なお、相続財産には含まれませんが、相続税の計算においては、相続財産に含まれるとみなされ、 相続税の対象になります。

ちなみに受取人の変更は遺言でも行うことができます。

何かご心配なことがございましたら相続手続支援センターまでお気軽にお問い合わせください。